

一般財団法人北九州市教職員互助会貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人北九州市教職員互助会運営規則第10条の規定に基づき、会員の臨時の支出に対し、その資金の一部又は全部を貸付け、もって会員の福祉を図ることを目的とする。

(貸付金及び貸付の制限)

第2条 貸付金の貸付は、一般貸付とし、会員が臨時に資金を必要とした場合に行う。ただし、土地及び住宅の取得、住宅の増改築等に関するものは除く。

2 貸付金の貸付額は、100万円、80万円、50万円、30万円、20万円、10万円のいずれかによる。

3 理事長は、申込人が、次の各号の一に該当する場合には、貸付を行わないものとする。

(1) 互助会会員期間が6ヶ月未満のとき。この場合において、会員期間は、会員が本会に最初に入会した日から起算して、本会の会員としての期間の合計とする。

(2) 給与の差押えを受けているとき

(3) 毎月の償還額が貸付を受けようとする者の給料月額 $\frac{1}{10}$ の $\frac{3}{3}$ に相当する額を超えるとき

(4) 懲戒を事由とする停職期間中、又は休職等により給与の支給が見込めないとき

(5) 未成年者（ただし、法定代理人による同意書及び続柄を確認できる書類を提出した場合を除く。）

(6) 再任用職員

(7) 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）

(8) 破産申立てから破産宣告までの間にあるとき、又は破産宣告後10年を経過していないとき

(9) 民事再生手続きの申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき

4 理事長は、前各号に掲げるほか、償還の確実性がないと認めた者に対しては、貸付を行わないものとする。

(貸付の申込み)

第3条 貸付金の申込みは、所定の「貸付金申込書兼借用証書」(以下「貸付金申込書」という。)に必要事項を記入押印の上、所属長を経て、理事長に提出しなければならない。

2 貸付金申込書には、印紙税法の定めるところにより、収入印紙を貼付しなければならない。

(既に貸付を受けている者への貸付)

第4条 理事長は、既に貸付を受けている者が当該貸付金の償還期間内において、更に貸付を受けようとするときは、新たに貸付ける金額から当該未償還金を差引いて貸付けることができる。ただし、100万円・80万円・50万円の貸付の償還回数が24回に満たない場合は、新たな貸付けを行うことはできない。

(貸付の破棄)

第5条 理事長は、借受人が故意にこの貸付規程に違反したとき、又は、虚偽の申告をしたことを発見したときは、直ちに貸付を取り消し、借受人に対し未償還金の即時返還を命ずることができる。

(保険加入)

第6条 理事長は、貸付金の保全を目的とし、この規程の貸付金に関し、全国教職員互助団体協議会(以下「全教互」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「損保ジャパン日本興亜」という。)との間に契約した貸付保険制度に加入する。

2 加入について必要な事項は、全教互と損保ジャパン日本興亜が契約した契約書の定めるところによる。

(個人情報取扱)

第7条 理事長は、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、保険金の支払審査及び債権の保全のため、次の各号に定める当該借受人の個人情報を、損保ジャパン日本興亜並びにそれに関する第三者に提供するものとする。又、貸付事業の円滑な遂行にあたっての個人情報の取扱いについては個人情報保護規程による。

- (1) 所属、氏名、住所、電話番号、互助会加入年月日等貸付申込書兼借用証書に記載されている事項
- (2) 貸付償還管理に必要な資料に記載されている事項
- (3) 弁護士等及び裁判所からの債務整理に関して通知された事項
- (4) その他損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

(保険料の納付)

第8条 貸付保険料は、毎年度加入する貸付保険制度の保険料率により算定する。

2 借受人は、第1回の償還金を支払う際、前項に定める貸付保険料を加算して支払うものとする。

3 理事長は、前項の貸付保険料を毎月全教互に納入するものとする。

(保険の期間)

第9条 借受人に対する保険は、借入れの日始まり、償還が完了した日、又は損保ジャパン日本興亜が借受人に対する互助会の債権を代位取得した日の前日をもって終る。

2 規定による償還回数以前に借換え、退職等により臨時償還した場合保険料の割戻しはしない。

(利率)

第10条 貸付金の利率は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の特例基準割合とする。

2 前項の利率の適用は、租税特別措置法第93条第2項に基づく財務大臣の告示の翌年の7月1日からとし、既に償還中の貸付けについても、これを適用する。

（償還回数及び償還方法）

第11条 貸付金の償還回数は、100万円にあつては72回、80万円にあつては64回、50万円にあつては50回、30万円、20万円にあつては40回、10万円にあつては20回とする。

2 貸付金の償還方法は、貸付金交付日の属する月の翌月から前項に掲げる償還回数により毎月元利均等額で償還するものとする。

3 借受人は、前項に定める別表の償還方法によって、給与支給日に理事長が指定する金融機関を経て納入するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず借受人は、未償還金の全部を一時に償還することができる。

5 借受人が会員の資格を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、ただちに未償還金を償還しなければならない。

（支払催告）

第12条 理事長は、貸付事故（定例償還日より30日以上償還がないこと、又は会員の資格を喪失し、貸付金の残債務が確定した日より30日以上経過したことをいう。）が発生した日から30日以内に借受人に対し、払込期限を定めた支払催告を行うものとする。

（債権の譲渡）

第13条 理事長は、保険事故が発生した場合は、借受人の未償還元金の償還を、全教互を通じ損保ジャパン日本興亜に請求するものとする。

2 損保ジャパン日本興亜は、理事長に代位弁償することにより、借受人に対し求償権を取得するものとする。

（償還期間の特例）

第14条 第11条の規定にかかわらず病気による無給休職者又は、育児休業者・大学院修学休業者、自己啓発等休業者、配偶者同行休業者は、その期間中貸付金の償還を猶予することができる。その他理事長が特に必要と認めた者に限り償還を猶予することができる。なお、その猶予期間中の利息は免除するものとする。

2 借受人が償還期間中に退会し、未償還金を一括して償還できない場合、借受人は理事長に当該償還金の分割払を申し出ることができる。

3 理事長は前項の申し出を受けたときは、借受人の事由を勘案してこれを受理することができる。ただし、引き続き償還する毎月の元金及び貸付利息は、規定に定める償還額を下回ってはならない。

（規程の改廃）

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成 25 年 1 月 1 日 15 日一部改正。平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

平成 26 年 3 月 1 日 8 日一部改正。平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

平成 26 年 1 月 1 日 2 日一部改正。平成 26 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

平成 27 年 3 月 1 日 6 日一部改正。平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

平成 27 年 6 月 1 日 0 日一部改正。平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

平成 28 年 3 月 1 日 6 日一部改正。平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

平成 29 年 3 月 1 日 7 日一部改正。平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

平成 30 年 3 月 1 日 9 日一部改正。平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

平成 31 年 3 月 1 日 8 日一部改正。平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

令和元年 6 月 1 日 1 日一部改正。令和元年 6 月 1 日から適用する。

附 則

令和 2 年 1 月 1 日 1 8 日一部改正。令和 2 年 1 月 1 8 日から適用する。

附 則

令和 4 年 1 月 1 日 2 1 日一部改正。令和 5 年 4 月 1 日から適用する。